

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

東久留米市民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成29年(2017年)3月4日

(2) 事故発生場所

東京都練馬区早宮二丁目17番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集運搬作業のため、小型プレス車で上記(2)の交差点を相手方車両に続いて前進した際、対向車線から直進してきたバイクとの接触を避けるため急停止した相手方車両に、車間距離が不十分だったため追突した。この事故により、相手方は、頸椎捻挫を負った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害65,658円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)の成立の日

平成29年(2017年)5月17日

5 区の賠償責任

本件事故は、小型プレス車を運転していた区の職員が相手方車両との十分な車間距離を保持することを怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計65,658円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から医療機関等へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。

## 【報告案件2】

### 1 和解（示談）の相手方

東京ガスエネルギー株式会社

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成29年（2017年）3月4日

#### (2) 事故発生場所

東京都練馬区早宮二丁目17番先交差点

#### (3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集運搬作業のため、小型プレス車で上記(2)の交差点を相手方車両に続いて前進した際、対向車線から直進してきたバイクとの接触を避けるため急停止した相手方車両に、車間距離が不十分だったため追突した。この事故により、相手方車両のバックドア等が破損した。

### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害413,879円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）5月19日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、小型プレス車を運転していた区の職員が相手方車両との十分な車間距離を保持することを怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費、代車に係る経費等の合計413,879円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から修理業者等へ直接支払われた。

### 7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。